

2007年6月4日

愛知県名古屋市熱田区横田一丁目1番20号  
愛知県熱田警察署長様

東京都足立区  
告訴人 半澤一宣(自筆署名、捺印)

## 告 訴 状

告訴人が2006年12月22日に貴署神宮前交番に届け出た脅迫・暴行事件(被害受理番号・平成18年2174号)に関連して、名古屋鉄道株式会社(以下「同社」と記します)社員3名への処罰を求めたく、下記のとおり告訴いたしますので、捜査・送検方よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1. 被告訴人の氏名等(職名はいずれも2006年12月22日現在)

- 甲 (フルネーム・住所不詳。同社金山幹事区所属駅務係。「金山幹事区」は、神宮前駅の駅業務全般を管理している部署)
- 乙 氏名・住所不詳(2006年12月22日に神宮前駅8時26分発河和(こうわ)行き第6864C列車に車掌として乗務していた者)
- 丙 氏名・住所不詳(同社金山幹事区長)

### 2. 被告訴人の罪名

- 甲、及び乙 共に犯人隠避、及び鉄道営業法(第24条及び第25条)違反
- 丙 証拠隠滅、又は証拠隠匿

### 3. 被告訴人の被疑事実

被告訴人甲には、告訴人が2006年12月22日(金曜日)午前8時23分ごろ、同社名古屋本線神宮前駅(所在地・愛知県名古屋市熱田区三本松町18番1号。以下「同駅」と記します)3・4番線ホーム上で、告訴人がホーム上で喫煙していたのを注意した相手(以下「脅迫・暴行犯」と記します)から脅迫及び暴行を受けたのを目撃していたにもかかわらず、告訴人から「警察を呼んでください」と繰り返し頼まれてもこれに応じず、かつ脅迫・暴行犯が現場から逃亡するために乗車した第6864C列車の発車を抑止する手配を怠ったことによって、脅迫・暴行犯の逃亡をほう助し告訴人が受けた危害を放置した、犯人隠避及び鉄道営業法違反の疑いがあります。

被告訴人乙には、上記の脅迫・暴行事件において、告訴人から脅迫・暴行犯を警察に引き渡すよう頼まれたにもかかわらず、これに応じなかったことによって、脅迫・暴行犯の逃亡をほう助し告訴人が受けた危害を放置した、犯人隠避及び鉄道営業法違反の疑いがあります。

被告訴人丙には、上記の脅迫・暴行事件が発生した瞬間を録画している可能性がある映像記録媒体(ビデオテープ等)について、被告訴人甲の被疑事実の立証を妨げる目的で「同駅のホームに設置しているカメラは、列車の出発合図を的確に行うためのものであって、防犯目的で録画するためのものではない」と虚偽の報告をして隠滅(映像を消去、若しくは記録媒体を廃棄)又は隠匿している、証拠隠滅又は証拠隠匿の疑いがあります。

#### 4. 事件の状況

本件告訴は、同駅構内での喫煙という、鉄道施設内の秩序を乱す迷惑行為に端を発する脅迫・暴行事件(上記「平成18年2174号」として被害を届け出済み)に関連するものです。

同社は、同駅をはじめとする全駅構内での喫煙を禁止しています。

告訴人は、上に記した日時 of 3分くらい前に、脅迫・暴行犯が同駅ホーム上で喫煙していたのを目撃し、喫煙を止めるよう注意しました。

ところが、脅迫・暴行犯は、

「うるせえ」

と言い、喫煙を止めませんでした。

そこで告訴人は、被告訴人甲を呼んできました。

脅迫・暴行犯は、既に喫煙を終えていましたが、告訴人が被告訴人甲を呼んできたことに逆ギレし、告訴人に

「何で駅員を呼ぶんだよ。

てめえに関係あんのかよ。

どこに住んでんだよ。

仕返しに行くぞ、この野郎」

などと脅迫しながら、胸や肩を数回小突く暴行を働きました。

このとき告訴人は、私の傍らに立っていた被告訴人甲に「今、この人(脅迫・暴行犯)が暴力を振るったのを見ていましたよね、警察を呼んでください」と、3回くらい繰り返し頼みました。

しかし、被告訴人甲は、警察どころか同僚の駅員を呼ぶこともせず、また脅迫・暴行犯の暴行を制止したり、脅迫・暴行犯を取り押さえることなども一切行わず、最後まで無言でその場に立っているだけでした。

すなわち、被告訴人甲は、自分の目の前で発生した脅迫・暴行事件に対して、傍観者に終始していました。

やがて3番線に、第6864C列車が到着しました。

この列車には7000系車両(愛称「パノラマカー」)4両編成が使用されていて、ちょうど告訴人らが立っていた目の前に車掌台が停止しました。

脅迫・暴行犯は、この車掌台最寄りの乗降口から、第6864C列車に乗り込みました。

告訴人は、脅迫・暴行犯を第6864C列車から力づくで降ろそうとすると、今度こそ脅迫・暴行犯から殴られかねないと思い、そこまではできませんでした。

そのため告訴人は、被告訴人乙に、脅迫・暴行犯を指差して「この人、私に暴力を振るいました。この人が降りた駅で、警察に引き渡してください」と大声で叫びました。

7000系車両では、車掌台と客室との間には仕切り壁などが何もないため、車掌台から客室を見渡すことができます。

ですから、被告訴人乙は、脅迫・暴行犯が誰のことであるかは、たとえラッシュ時間帯で車内が混雑していたとしても、容易に判別できたはずで

しかしこのとき、被告訴人乙は、「わかりました」とも、「どういうことですか」と事実関係を聞き返すこともせず、無言のままでした。

このとき、被告訴人甲は、脅迫・暴行犯が乗っている第6864C列車の発車を止める手配を取ろうとはしませんでした。

また、被告訴人乙も、脅迫・暴行犯を乗せたまま第6864C列車のドアを閉め、第6864C列車を発車させてしまいました。

このため、告訴人は、脅迫・暴行犯に逃げられてしまいました。  
この脅迫・暴行犯は、2007年6月4日現在、未だ捕まっていません。

#### 5. 事件発生後の、同社の対応

告訴人は、2006年12月27日付けで、同社代表取締役社長・木下栄一郎ほか1名あてに「暴力事件に関する被害届と質問状」と題する文書を送付しました。

これに対して、2007年1月16日付けで、同社の越智聖二・企画管理部管理課長名での回答書が届きました。

それによれば、同社は、

「鉄道事業者には駅構内や列車内の秩序を維持する義務が課せられて」

いることを認めている一方、

「係員が暴力行為を受けたお客さまを発見したときは、当該お客さまの身の安全の確保に努めるとともに、加害者に対しましては、必要なときは警察の協力も得ながら、弊社施設から退去していただく又はその後の対応を警察に引き継ぐこととしております」

としたうえで、

「上記の取扱いに照らし合わせますと弊社係員の対応に落ち度はなかったものと考えております」

としています。

つまり、同社は、暴力行為への対応、すなわち係員が鉄道利用者の「身の安全の確保に努め」ず、また鉄道施設内の治安保持に係る責務を警察に丸投げすることを、その理由さえ示さないまま一方的に正当化しています。

このことは、同社が、鉄道施設内の秩序と治安を保持するため鉄道従業員に与えられている司法警察権の不行使に係る、被告訴人甲及び乙の落ち度をかばう姿勢を取っていることを意味しています。

この回答を受け、告訴人は、2007年2月1日付けで、国土交通省中部運輸局(以下、単に「中部運輸局」と記します)あてに「名古屋鉄道株式会社に対する、鉄道施設内の治安保持対策に係る調査及び行政処分を求める要請書」と題する文書を送付しました。

これに対して、2007年3月30日付けで、中部運輸局鉄道部監理課長名での回答書が届きました。

それによれば、同社は、中部運輸局の調査に対して、

「同駅のホームに設置しているカメラは、列車の出発合図を的確に行うためのものであって、防犯目的で録画するためのものではない」(要旨)

と報告しているとされています。

これは、同社が上記1月16日付け回答書で、被告訴人甲の不作為責任をかばう姿勢を示している事実と合わせて考えると、被告訴人甲の被疑事実の立証を妨げる目的で虚偽の報告を行い、被告訴人甲の被疑事実の証拠となり得る映像記録媒体を、隠匿若しくは隠滅している可能性があることを疑わせるものです。

この証拠隠匿若しくは証拠隠滅工作は、同駅業務の管理体制に鑑みたとき、被告訴人丙が直接、又は部下に指示して行っている可能性が、極めて高いと考えられます。

#### 6. 本件脅迫・暴行事件に対する、中部運輸局の対応(告訴に至った理由)

告訴人は、2007年4月10日付けで、上記3月30日付けの回答書に係る不明点を問い合わせる文書をFAXで中部運輸局へ送り、2007年4月20日付けで回答書を受け取りました。

この回答書には、鉄道施設内での迷惑行為に起因する暴力事件の再発防止策として、  
「名鉄に対し、車内・ホーム等において、放送施設等を活用して、禁煙を含めた利用者マナーの向上に向けた啓発を行い、申し出の事象が発生しないよう改めて指導させていただきますのでご理解をお願いしたいと存じます」

と記されておりました。

この回答書で問題なのは、鉄道事業者を指導・監督する立場にある中部運輸局自らが、鉄道施設内の秩序と治安の保持＝司法警察権に係る鉄道従業員の不作為の責任問題を、迷惑行為に係る鉄道利用者のマナーの問題にすりかえている点です。

同社に限らない多くの鉄道事業者は、鉄道施設内での喫煙その他の迷惑行為が社会的に問題となるたびに「利用者にマナー向上への協力の呼びかけを強化することで問題解決に努めたい」という意味の再発防止策を、昔から判で捺したように繰り返しています。

しかし、鉄道事業者が「マナー向上の呼びかけ」を幾ら強化しても、それへの協力を拒絶し迷惑行為を繰り返す不心得者は、現実には後を絶ちません。

つまり「マナー向上を呼びかけるだけ(で他に何もしないの)では、幾らそれを強化しても迷惑行為を抑止する実効力とはならない」ことは、今日に至るまでの歴史的事実が証明しているわけです。

仮に「迷惑行為に起因する暴力事件の再発防止は『マナー向上の呼びかけ』によって可能」だとした場合、多くの鉄道事業者が過去長年にわたり「マナー向上の呼びかけ」を強化し続けているにもかかわらず、迷惑行為(及びそれに起因する暴力事件)がいつまでたってもなくなる現実との間に、矛盾が生じることとなります。

また、もしもそれが「マナー向上の呼びかけ」に係る鉄道事業者のこれまでの努力が足りないせいだとしたら、一体どのくらいまで「マナー向上の呼びかけ」を強化すれば迷惑行為に起因する暴力事件を根絶できるのかを証明できるのか、という疑問も生じます。

鉄道事業者のこのような対応方は、実効性がないことが事実によって明らかにされている対策しか約束しない、すなわち再発防止を事実上拒絶することによって、あらゆる犯罪被害者に共通する「自分と同じ理不尽な被害に遭う人を二度と出さないでほしい」という当然の被害者感情を踏みにじることで、モラルハラスメント(人道的暴力)による精神的苦痛を、被害者へ以後一生にわたり強要し続けることになる点で、重大な問題があります。

つまり、鉄道という公共施設の治安保持に係る鉄道事業者の無責任さが、暴力事件の被害者に精神的苦痛という二次被害を強要する、すなわち鉄道事業者が加害者になってしまうところに、最大の問題があるわけです。

にもかかわらず、中部運輸局は、今回の脅迫・暴行事件について、

「利用者マナーの向上に向けた啓発を行い、申し出の事象が発生しないよう改めて指導させていただきますのでご理解をお願いしたい」

と、同社や被告人甲及び乙を擁護する立場を明らかにしました。

これは、中部運輸局が、告訴人に犯罪被害の受忍すなわち泣き寝入りを強要したものであり、鉄道事業者に対する監督者としての自らの責務を放棄することを一方的に正当化したという点において、極めて不当なものです。

同時にこのことは、中部運輸局が、同社並びに被告人甲及び乙など、関係者への処分(処罰)を行わない意思を示したことをも意味しています。

## 7. 結論(被告人3名への処罰が必要と考える理由)

駅員や列車乗務員など鉄道従業員には、鉄道施設内の秩序と治安を保つべき責務が科せられており、その責務を遂行するため司法警察権が付与されています。

しかし、被告人甲は、同駅構内で脅迫・暴行を受けた告訴人から「警察を呼んでくだ

さい」と繰り返し頼まれても、無言で立っているだけで、すなわち見て見ぬふりをしていたも同然でした。

これは、被告訴人甲が、鉄道利用者が鉄道施設内で暴力を振るう(犯罪を行う)のを、結果的に黙認してしまったことを意味しています。

また、被告訴人乙も、告訴人からの訴えを無視し、脅迫・暴行犯の身柄を拘束し警察に引き渡すのを怠ったことによって、告訴人が受けた被害に対して傍観者に終始しました。

告訴人が受けた脅迫・暴行被害に対する同社の姿勢は、被告訴人甲及び乙のこのような不作為を正当化したことにより、鉄道利用者に対して「喫煙その他の迷惑行為(者)への注意は自己責任で行ってください」と、司法警察権の不行使に係る自らの不作為責任を棚に上げ、犯罪被害者を突き放したに等しい、極めて不当なものです。

同社に限らない鉄道事業者は、日ごろから利用者に「迷惑行為を見かけた場合は係員にお知らせください」とPRしています。

しかし、それに従って被告訴人甲を呼んできた告訴人は、上記のとおり、被告訴人甲に、その目の前で起きた暴力(犯罪)被害に見て見ぬふりをされました。

また、被告訴人乙も、暴力(犯罪)被害を受けたという告訴人の訴えを無視し、何の対応も取ろうとしませんでした。

被告訴人甲及び乙のこのような不作為が、それをかばっている同社の姿勢共々、鉄道利用者に対する背信行為であることは明白です。

この結果、被告訴人甲及び乙は、鉄道利用者「何かあっても係員が助けてくれないのでは、仕返しが恐くて迷惑行為(者)に注意したくてもできない」という意識をより強く植付け、迷惑行為に見て見ぬふりをせざるを得ない風潮を拡大再生産させるという、社会的悪影響をも誘発してしまいました。

すなわち、鉄道従業員である被告訴人甲及び乙は、自ら鉄道施設内の秩序と治安の更なる悪化をも引き起こしてしまったわけです。

しかし、同社や中部運輸局には、いずれも被告訴人甲及び乙を処分(処罰)する意思がないことが、これまでの経過から明らかになっています。

同社だけでなく中部運輸局までもが、被告訴人甲及び乙を擁護する姿勢を取っていることから、被告訴人甲及び乙には、自らが犯した罪の重さ(脅迫・暴行犯を逃がすことにつながった自らの不作為が、暴力行為という一次的な犯罪被害だけでなく、その後の精神的苦痛という二次被害をも、被害者である告訴人に強要することになってしまったこと。及び、鉄道施設内の秩序と治安を自ら悪化させてしまったこと)と、その社会的影響の大きさについて、自覚し反省する機会が与えられないままです。

このままでは、被告訴人甲及び乙は、自らの不作為(脅迫・暴行犯を逃してしまったことなど)が犯罪であることを自覚し反省する機会を得ることがなく、したがって将来同様の犯罪を繰り返す(再犯の)芽を残し、新たな犯罪被害者を生み出すことにつながってしまうおそれが、極めて強いと考えられます。

本状に記してきた、被告訴人甲及び乙の以上の不作為が、犯人隠避のほか、告訴人に対しては鉄道営業法第24条が罰則を定める「鉄道係員職務取扱中旅客若八公衆二対シ失行アリタルトキ」に、また告訴人以外を含む多くの鉄道利用者に対しては将来暴力被害を再発させる芽を残したという意味において、同法第25条が罰則を定める「鉄道係員職務上ノ義務ニ違背シ又ハ職務ヲ怠リ旅客若八公衆ニ危害ヲ醸スノ虞アル所為アリタルトキ」に、それぞれ抵触するものであることは明白です。

以上のことから、告訴人は、喫煙その他の迷惑行為に起因する公共の場での暴力事件が増加傾向にある昨今の社会情勢に鑑みたとき、同社に限らないほかの鉄道従業員への警鐘とし、すべての鉄道利用者を告訴人と同様の理不尽な犯罪被害の再発から守り、かつ被告

訴人甲及び乙に自らの罪を自覚させ反省を促すには、法に基づく刑罰を科す以外、他に方法がないと考えます。

また、被告訴人丙についても、罪を犯した部下(被告訴人甲)をかばうという意味において、被告訴人甲と同罪であり、被告訴人甲の監督者としての責任を厳しく追及する必要があると考えます。

以上の理由により、本件告訴を行うものであります。

8. 添付資料(日付順)

- (1) 2006年12月27日付け・名古屋鉄道株式会社代表取締役社長・木下栄一郎ほか1名あて「暴力事件に関する被害届と質問状」
- (2) 2007年1月16日付け・同社越智聖二・企画管理部管理課長名での回答書
- (3) 2007年2月1日付け・国土交通省中部運輸局あて「名古屋鉄道株式会社に対する、鉄道施設内の治安保持対策に係る調査及び行政処分を求める要請書」
- (4) 2007年3月30日付け・国土交通省中部運輸局鉄道部監理課長名での回答書
- (5) 2007年4月10日付け・国土交通省中部運輸局鉄道部監理課あてFAX
- (6) 2007年4月20日付け・国土交通省中部運輸局鉄道部監理課長名での回答書
- (7) 2007年5月7日付け・国土交通省中部運輸局鉄道部監理課あて文書(2007年6月4日現在、回答不着)
- (8) 写真6枚とその解説文

以上

添付資料(8)

写真の説明

\* 写真番号は、各カラープリントの裏面に記入してあります。

事件が発生した現場付近を階段横(4番線側)から見たところ。

画面左寄りの柱(ごみ箱の上方)に「終日構内禁煙」の掲示(矢印) 、時計の奥にカメラ(矢印)が見える。

告訴人は、このごみ箱と、その右奥に見えるベンチとの間で脅迫・暴行を受けた。

被告訴人甲は、その間、告訴人の横(画面で左側)に終始無言で立っていた。

写真の反対側から現場を見たところ。

脅迫・暴行犯は、携帯電話を操作している男性が座っている場所で喫煙していた。

写真で示したカメラ(矢印)を近くで見たところ。

ホームの向こう側に見えるのが、現在も手動式で残る「神宮前1号踏切」。

告訴人は、この踏切の安全管理体制の調査のために同駅を訪れて、本件事件に巻き込まれた。

同社7000系車両(パノラマカー)の前頭部。

同社7000系車両の最後部車両。

先頭車の最前(後)部を客席としている構造上、車掌台(矢印)が隣の車両との連結部寄りに設置されている。

写真の回送列車は6両編成だが、脅迫・暴行犯が逃亡したときに乗った4両編成でも、最後部車両の停止位置はほぼ同じ。

脅迫・暴行犯は、この車掌台最寄りの乗降口(矢印)から乗車し逃亡した。

7000系パノラマカーの最後(前)部車両の車内。

車掌台(矢印に示した車掌が立っている場所)と客室の間には仕切り壁がない。

したがって、被告訴人乙が、告訴人が車掌台最寄りの乗降口(矢印)から乗り込んだ脅迫・暴行犯を指差して「この人、私に暴力を振るいました」と叫んだ相手が誰のことがを確認するのは、混雑度にもよるが基本的に可能なはずである。

撮影データ

～ 2007年1月16日(火曜日)神宮前駅3・4番線ホーム  
2007年2月 8日(木曜日)名鉄名古屋10時14分発快速急行豊橋行き  
車両番号 モ7008(製造年・車両メーカー名は失念)

以上

記事 書留郵便物引受番号と配達完了日および配達郵便局

第193-62-38364-4号(配達証明郵便)

平成19(2007)年6月5日 熱田郵便局にて配達完了